

第13号

みみづく

復興・市民活動情報誌



特定非営利活動法人 市民活動センター神戸 Kobe Empowerment Center(KEC)
〒650-0022 神戸市中央区元町通6-7-9 秋葉ビル3F TEL:(078)367-3336 FAX:367-3337
E-mail kiroku@kobekec.net URL http://www.kobekec.net



特集 「NPO」の高齢登録問題

2~4

報告 2002年度を振り返って

5~7

ご挨拶&お知らせ

●ご入会の状況

●ご寄付ご協力 ほか 8

最近、NPOの中心人物に会うと、決まって疲れておられる。NPOとして何をしようとしているか(ミッション)については、朗々と語る。しかし、日々、組織を維持する活動に四苦八苦だ。もちろん、組織維持を目的として活動するのは本末転倒であることぐらいわかっている。しかし、NPOとして本来やろうとしている事業に携わっていられるほど環境は甘くないともいえる。これではNPO本来の力がどんどん失われていってしまうそうだ。

NPO本来の力とは、社会に実現していかない事柄について声を上げ、解決に向けて提案し、活動していくことではないか。例えば、ある政策が実施される。「これは、同時に、「他にあり得たかもしれない」政策を実施しないことを意味する。この「他にあり得たかもしれない」事柄は、(理屈上は)無数に存在する。その中から、当事者、地域、現場に密着して、代替案を提示していくことがNPOの持ち味だと思う。

そのためには、日頃から、現場で当事者とともにじっくりと時を過ごさなければいけない。そこからアイデアが生まれ、心と魂のこもった活動へつながる。しかし、

現状では、そんな余裕がなくなってきた。」「他にあり得たかもしれないが、今はこれだから仕方がない」という何ともNPOらしくない現状がある。

さて、これだけばやけば、さぞかし素晴らしい解決策を持っていると思われるかもしないが、そんなものは、ない。確かに、NPO側にも原因はあるうし、税制が悪い、寄付文化が育っていないなどとそれなりの分析もできよう。しかし、分析は分析として、今は別にしておきたいことがある。

私たちの原点へ

被災地では、あれから十年の月日の流れを振り返る動きが出てきている。震災十周年という言葉に踊らされることはなく、しっかりと原点に帰つてみたい。人々のつぶやき、まなざし、おもかげ。そしてあの風景。震災十周年へ向かう流れの中でこそ、私たちの原点をしっかりと考え方でいい。案外、市民活動とかNPOという言葉が邪魔なのかもしれない。疲れていてはできない。

市民活動センター神戸 理事
大阪大学大学院人間科学研究科

助教授 湯美 公秀

NPOの商標登録問題

角川書店が「NPO」「ボランティア」という言葉を商標登録し、角川の許諾がなければ「NPO」の言葉を題名に含む雑誌や新聞が出せなくなるのか!? という危惧がNPO界に広まつた。これはどういう事態なのか。背景と展望を探る。

関連情報→<http://www.kobekec.net>

一、経緯

この春、角川書店が「NPO」「ボランティア」という言葉を特許庁に商標登録申請していることがわかつた。これが六月に入つてメーリングリスト等で広がり（別掲①の(a)）、角川の許諾がなければ「NPO」を題名に含む雑誌や新聞が出せなくなるのかという危惧が、NPO界に広まつた。

この最初の情報は不正確な部分があり、「出せなくなる」のかどうかは厳密にはまだ分らないのだが、この情報でNPO側から大きな反発

が起つた。それが各紙でも報じられたため、角川書店も「誤解がある。」と理解を」という社告を各紙に掲載した（六月六日、別掲②）。

その後NPO側からも続報が出され、商標登録という複雑な制度の概要も分かつてきた。また関係者の間で、メーリングリストなどを通じて、この問題をどう考えるか様々な意見が交わされた。

二、『月刊NPO』はダメなのか？

七月二十四日現在、大阪NPOセンターほか六団体が共同で、特許庁に対し異議申し立てを準備している

（4ページの別掲④）。

では具体的に、どのような誌

二、判明した事実関係など

その統報(1)の(b)、(c)によると、
(1) 角川書店の出願について特許庁の審査・登録は済んでおり、商標権が角川に正式に発生している（別掲③）。

(2) 商標の効力

この商標権により、角川以外の者が「NPO」と同一又は類似の範囲内で雑誌・新聞のタイトルに使用した場合、その差止めや損害賠償等の請求をすることが可能になる。

(3) 異議申し立て制度について

商標法では、特許庁の登録拒絶の判断についてより慎重を期すため、公報掲載から二ヶ月間、異議申し立ての期間を設けている。

【別掲①】

2002年1月 櫛角川書店が「NPO」「ボランティア」について商標登録を申請
2003年

- 3月7日 特許庁がこの申請を承認（登録査定）
- 4月25日 登録日（商標権が発生）
- 5月27日 公報に掲載
- 6月3日 大阪NPOセンター等からメーリングリスト等で「角川書店による『NPO』の商標登録についての緊急のお知らせ」…(a)
- 6月5~6日 各氏から訂正・補足のメール…(b)
- 6月30日 「商標登録に対する取り組みの経過とその後の対応について」…(c)
- 7月1日 「NPOなどの商標登録について学ぶ学習会」
- 7月4日 「異議申し立てのための証拠収集へのご協力のお願い」…(d)
- 7月27日 異議申し立ての期限（2ヶ月）

名がこの「同一又は類似の範囲内で」というのに該当するのか、つまり、例えば『月刊NPO』や『NPOジャーナル』といった「NPO」を題号に含む雑誌や新聞は出せなくなる（正確には角川の持つ商標権に抵触する）のかどうか。

例えれば『月刊NPO』や『NPOジャーナル』といった「NPO」を題号に含む雑誌や新聞は出せなくなる（正確には角川の持つ商標権に抵触する）のかどうか。

【別掲②】

「NPO」「ボランティア」の商標登録に関する報道について

六月五日付新聞各紙及びテレビで報道

されました弊社の「NPO」及び「ボランティア」の商標登録に関して、各方面からご意見をいただきました。その中には少なからず商標権に対する誤解に基づくご指摘もあり、ここに弊社の真意をご説明申し上げたく存じます。

弊社は平成十四年一月、全国各地のNPO及びボランティアの団体、またはその活動を紹介し、これらを支援するための雑誌を創刊しようとすることで「NPO」及び「ボランティア」という商標の登録を申請した次第です。

この弊社の商標権は、各地のNPOもしくはボランティア団体が非営利の目的で「NPO」や「ボランティア」の文字を含むタイトルの新聞、雑誌、機関紙、会員誌、パンフレット、リーフレット、その他の印刷物及び書籍を発行される場合には及ぼないと考えております。

弊社は、「NPO」やボランティア活動が盛んになるため、その後押しをすることを希望しております。弊社が将来「NPO」「ボランティア」の活動を紹介する雑誌を刊行いたします際には、何卒、皆様のご理解をいただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成十五年六月六日

株式会社角川書店

結論から言うと、わからない。

レター』

どのような名称が、すでにある他の商標に抵触するかについて、客観的・具体的な基準は存在しないという。

特許庁は具体的な誌名等で商標登録の申請をしてみないと答えを出さない。判例を含めた事例の積み重ねの中から、慣習法的なルールを推測するしかないのだ。

特許庁のホームページ (<http://www.ipdl.ipg.go.jp/Syouthyou/syouthyou.htm>)、

3 商標出願・登録情報) ではこれまでの商標登録・申請・却下の状況が検索でき、これはとても興味深い。

○『相撲』と『大相撲』と『相撲界』
「雑誌・新聞」というカテゴリーで、例えば、

○『現代』と『現代思想』と『思想』

などが別商標として認められている。一般的に、雑誌・新聞というの

は商標の中でも特殊なカテゴリーで、他の商品よりも「識別力」が高く、少しの違いで別の商標と認められることが多いという。

しかし一方、同カテゴリーで

×『週刊少年』と『新少年』

×『文化生活』と『画報文化生活』
×『フレジメント』と『フレジメント

などが商標権に抵触するとされて

いる(網野誠「商標」有斐閣より)。

結局、商標として認められるかどうかは、一般的な取引者にとって「まざらわしい」かどうかの判断で、その基準はどうしても主観的になる。

名称、発音のほか、文字の大小や色など、見る人・聞く人に与える印象を総合的に判断するようだ。

そして決定的かと思われるのが次の例である。

×『言論NPO』

(「出版物」分類、拒絶)

『週刊言論』ほか三件がすでにあります。この理由に加えて、当時(二〇〇二年九月)出願中だった『NPO』が登録されればそれにも引っかかる、とされていた。

「NPO」が登録されてしまった

すでに、例えば奈良の「(財)たんぽぽの家」は障害者の芸術活動『エイブルアート』を商標登録している。

これは、以前は登録せず広く使っていました。

そこで、例え奈良の「(財)たん

四、商標登録という制度
自体は必要

結論めいた話の前に、商標登録という制度自体は重要な社会インフラであることを確認したい。

今回はたまたま、角川書店という

書籍企業が登録しようとしたため大きな問題になつたが、今後NPOが登録申請者の側になる可能性も十分にある。

すでに、例え奈良の「(財)たんぽぽの家」は障害者の芸術活動『エイブルアート』を商標登録している。これは、以前は登録せず広く使っていました。

そこで、例え奈良の「(財)たん

ぽぽの家」は障害者の芸術活動『エ

イブルアート』を商標登録している。

これは、以前は登録せず広く使って

いたところ、いい

加減な活動団体がその名を名乗り、

一般的の参加者は、

現在、それを含む他の名称等が商標としては拒絶される危険性は十分にあると

いうことにならう。

【別掲③】	
出願日	:2002年1月18日
登録料納付	:2003年4月2日
登録日	:2003年4月25日
商標公報掲載日	:2003年5月27日
商標登録番号	:第4665822号
登録商標(標準文字)	:N P O
区分	:第16類 雑誌、新聞
商標権者	:株式会社角川ホーリング入

させて長年築いてきた『エイブルアート』の信頼にも傷が付く危険を感じたためだそうだ。

このように「他との区別」や「ブランド」の必要をNPOも感じるということは十分にありうる。その際制度＝インフラであり、その制度を一企業が利用しようとしたということ 자체は、責められるべきことではない。

ただ問題は、その名称が「NPO」だったこと、そしてその申請を特許庁が承認してしまったことである。

「NPO」や「ボランティア」という名称の使用を、大きな交差点に喰えてみよう。多くの人がこれらの言葉を使って情報発信をしている。思えばこの交差点は、近頃ずいぶん交通量が多くなってきた。

ここに置かれた「NPO」（の商標登録）という石は、どれくらいの大きさなのか。話が【KOBE NPO Voice】や「NPO広場」なら、置かれてい

るのは小さな石だろう。「NPO」

という石のサイズは、『言論NPO』

の例を見ると、ずいぶん大きいようにも思える。その正確なサイズも申請してみると分からぬといふことは、不便なことこの上ない。小石なのが大きな岩なのが、もちろん程度問題だがほとんど本質的な違いになつてくる。

角川は社告の中で、NPO等が非営利目的で「NPO」「ボランティア」の文字を含む雑誌等を発行する場合は「弊社の商標権は及ばない」と言つてゐる。これは一見『言論NPO』のような商標登録を拒まれた名称についても、NPOの雑誌発行には自らの商標権を及ぼさないと言つてゐるように見えるが、しかしそこには、NPOによる出版事業が自らの競合者となりうるという意識はない。NPOによる《事業性の高い》出版の場合にも同じ態度がとれるのだろうか。

現在、一部のNPO関係者が七月下旬に特許庁に異議申し立てを行ひ、続いて多くのNPO・NGOの賛同署名を集めようとしている。また、「ボランティア」についても大阪ボランティア協会他がアクションを起こそうとしている。引き続き注視していくたい。

において重大な問題があると考える。

※本稿の執筆にあたっては以下の諸氏ほかに情報をご提供いただきました。

市民活動情報センター・今瀬政司氏
「NPOなどの商標登録について学ぶ学習会」（七月一日）

準備されている異議申立理由の骨子（7月24日現在、抜粋）【別掲④】

- 標準文字による「NPO」は一般的な言葉を普通に表示したに過ぎないので品質表示にすぎず、識別力がない（商標法3条1項3号違反）。
- 「平成」同様、公共の財産として定着しており、商品として認識できない（同6号）。
- 「株式会社」同様、「ありふれた名称」であり、3条1項4号に違反。
- 特定非営利活動法人の著名な略称である（4条1項6号違反）。
- この登録を認めると、商標権によって自由な社会貢献活動が制約されかねず、また社会貢献活動に便乗して利益を得る剥削的な行為を国家の法制で保護することになる（4条1項7号＝公序良俗＝違反）。
- NPOの出している雑誌・新聞等と誤認するおそれがある（4条1項15号違反）。

2002/4～2003/6

2002年度を振り返って

※KECの2002年度は、2002年4月～2003年6月でした

KECが2002年度に重点領域としたのは【A】相談事業、【B】情報・広報事業、【C】提言・オピニオンの3領域でした。どれほど十分に出来たと言えるのか心許ない限りですが、同時に新しい動きにも取り組み始め、2003年度以降に向けた展開を模索しました。

NPO支援の中心に据えた相談事業では、定例化や事例の蓄積・共有を進めることができました。しかし、情報事業はWebの改訂や情報コーナーの整備が進められた一方、「みみずく」の定期発行化は果たせなかつたのが課題です。提言については、HYOGONとの連携のもといいくつかの取り組みがありましたが、2003年度はより重点化する方向です。また、HYOGONや「コミュニケーション祭」、「池澤夏樹講演会」など、ネットワークの事務局機能の重要性も痛感しました。

兵庫県委託の“わ～す”事業は立ち上げに成功し、内容充実の2年目に入っています。同時に、自主事業の開発も依然として大きな課題であり、力を注いでいきたいと考えています。事務局一同

■相談事業

「一撃必中！助成金相談会」は9月から月1回に定例化、6月までに25件の利用がありました。申請書の書き方指導にとどまらず、「本当にやりたいことは何ですか？」といふような、活動計画そのものを問い合わせ場面もあれば、「自分したい事業がどんなものなのかよくわかりました」と晴れやかに言われるようなこともあります。思いがけない展開を見せることが多い。

NPO法人化相談はポイントを「法人化の要点」にまとめ、13団体に対応した。その他日々舞い込む電話や面談による相談は、△△の連絡先問い合わせから人材育成についてまで多種多様。同じNPOとして一緒に悩む案件に、手応えを感じている。(日本財団助成)

訂を行った。

市民やNPOが求めている情報にアクセスしやすい分類とともにKECが関わるネットワークへの窓口的機能をトッピングページにもたせた。単に情報だけでなくオピニオン性を持たせたページ作りやKECの視点に基づいた団体紹介等を取り入れ、内容を高めていく予定である。ご期待いただきたい。

■パブリック・リーシ

ヨンズ開拓事業

NPO活動を広く社会に発信し、多くの市民の参加を促進することと、NPO自身に発信力の重要性を認識してもららうために、連携可能なマスメディア及び番組スポンサー企業の開拓を行った。NPO紹介番組の放送のため、県内コムニティFM8局との合意を得たが、番組スポンサーについては理解を得るのが難しく、不成約となつた。(日

■情報コーナー

地域の市民活動情報が閲覧できる場として情報コーナーを設置した。作業は日産ランニング奨学生を中心にして、団体の情報誌・チラシのファイリング、NPO関連の書籍の整備を行つた。



情報コーナーの団体別情報誌ファイル

■学び支援

今年度は前年に作成したパ

■WEB

前回の改訂から3年ぶりに

本財団助成

全面的にデザインと内容の改

■池澤夏樹講演会「イラクとアメリカに架ける橋」

(実行委員会事務局)

米英によるイラク攻撃を直前にした3月11日、「イラクの小さな橋を渡つて」の著者で作家の池澤夏樹氏を神戸に招いて、ビデオ上映と講演会を行つた。わずか2週間の準備期間で定員400名の会場が満杯になる盛況ぶり。KECとしても通常の活動とは違う領域なだけに激論の末、取り組んだ。

ご存じのように、戦争は起つてしまつたが、この事業を通してKECは神戸での反戦運動の一翼を担い、市民の問題意識を喚起することがで



イラク攻撃の不当性を訴える池澤夏樹氏

当日はあいにくの雨に通してKECは神戸での反戦運動の一翼を担い、市民の問題意識を喚起することができた。

KECは全体の調整や「迎接部会」としての受け付けを担当した。

招いて、ビデオ上映と講演会を行つた。わずか2週間の準備期間で定員400名の会場が満杯になる盛況ぶり。KECとしても通常の活動とは違

う領域なだけに激論の末、取り組んだ。

ご存じのように、戦争は起つてしまつたが、この事業を通してKECは神戸での反戦運動の一翼を担い、市民の問題意識を喚起することがで

当日はあいにくの雨に通してKECは神戸での反戦運動の一翼を担い、市民の問題意識を喚起することができた。

KECは全体の調整や「迎接部会」としての受け付けを担当した。

■ファンドレイジング・パーティ「ぼたんの会」

(実行委員)

03年4月、神戸北野の「北野ガーデン」において、市民活動支援のための「ぼたんの会」を開催。一枚1万円のチケットを売れれば5千円が売ったNPOに寄付され、残りから経費を差し引いた分が事務局である「しみん基金こうべ」を通して市民活動支援に使われる仕組み。

総額約300万円が市民活動支援資金となつた。

もしかわらず、音楽や踊りなどさまざまな出し物と作家の柳田邦男さん、灰谷健次郎さんほか多彩なゲストを囲んで300名以上の参加者が大いに盛り上がつた。その中で、KECは

■2002年度の主な出来事

月	出来事
2002/4	1 春日野道より西元町に事務所移転 1 「みみずく」臨時号発行 1 【わ～す】事業開始 11 【CAS】第2回フューチャーミーティング(以後FM) 「障害者の福祉 A案・B案」 13 【わ～す】CBゼミナール中級編(2/11まで全4回)
2002/5	16 第5期アドバイザー派遣開始(11/14まで) 17-18 新事務所お披露目パーティー 20 「生活復興事業 委託申請」相談会 21 【HYOGON】「生活復興のためのNPO活動支援事業」勉強会 31 【日本NPOセンター共催】NPOスタッフ研修
2002/6	15 KEC総会 20 【CAS】第3回FM「新段階の被災地市民ネットワーク私論」
2002/7	24 【HYOGON】県清原理事と意見交換 25 「みみずく」12号発行 25 【わ～す】わーす交流会 30 元町商店街夏祭り出店(たこ焼き・チャイ大盛況)
2002/8	01 【CAS】第4回FM「過程としての『参画と協働』」 12 「コミュニティ・ビジネス離陸応援事業 申請」相談会 22 【HYOGON】兵庫県県民生活部長との交流会
2002/9	17 【HYOGON】FAX通信開始(毎月1号) 20-21 豊田合成労働組合研修受け入れ 24 【HYOGON】支援費制度勉強会 27 助成金相談会
2002/10	8 【HYOGON】移送サービス勉強会 10 【CAS】第5回FM「社会変革、神戸市政、NPO-NPOは社会を変えられるか。」 15 【わ～す】インキュベートオフィス入居開始 11 【HYOGON】兵庫県障害福祉課長との懇談会 17 【わ～す】わーす交流会 18 助成金相談会(19も) 15 第6期アドバイザー派遣開始(3/14まで) 31 【わ～す】法人設立講座(11/14まで全3回)

【HYOGON】=ひょうご市民活動協議会事務局

【CAS】=市民社会推進機構事務局

【わ～す】生きがいしごとサポートセンター神戸“わ～す”

【KIP】木口ひょうごNPOセンター研究会

月	出来事
2002/11	5 【HYOGON】NPO支援税制記者勉強会 6 【HYOGON】ひょうごボランタリープラザとの意見交換会 8 助成金相談会 16 【HYOGON】NPO支援税制決起集会 19 NPO支援税制、国会行動 23-24 【HYOGON】市島での合宿 28-29 企業とNPOの協働フォーラム(大阪)
2002/12	14 【わ～す】CBゼミナール入門編(1/25まで全4回) 27 第1回相談事例研究会
2003/1	23 助成金相談会 24 【わ～す】わーす交流会
2003/2	16 【HYOGON】コミュニケーション祭2003 22 【わ～す】CBフォーラム
2003/3	11 【実行委員会】池澤夏樹講演会 22 助成金相談会 27 【CAS】第6回FM「台湾と神戸」復興コミュニティ比較
2003/4	11 【実行委員会】ファンドレイジングパーティ「ぼたんの会」 12 「公益法人改革勉強会」シーズ松原さんを迎えて 22 KECウェブリニューアル 25-26 【KIP】先進事例見学会(関東)
2003/5	2 第2回相談事例研究会 16 助成金相談会 20 【CAS】第7回FM「震災は私たちの何を変えたのか?芸術文化の視点から」 24 政策提案調査共同者会議(横浜) 31 【わ～す】CBゼミナール入門編&相談会(7/26まで全5回)
2003/6	2 政策提案調査事業 第1回「政策形成過程を学ぶ」学習会 5 政策提案調査事業 第2回「政策形成過程を学ぶ」学習会 6 第3回相談事例研究会 24 【HYOGON】総会

会員のみなさま

注 ◎2口 ★新規 ▽学生
2002年7月～2003年6月末
(敬称を略させて頂きます。)

ご入会・ご継続ありがとうございました！
みなさまからのご期待に応えるべく、一同努力してまいります。
今後ともよろしくお願ひいたします。

個人 東京都 今枝一夫
上杉真一 呂矢野マリ
清水裕 大塚裕雅
埼玉県 小坂泰子
京都府 角谷陽子
大阪府 稲原珠美
▼石井祐理子
大松佐和子
阪口春彦
★春井徹郎
松村信夫
山田裕子
尼崎市
宝塚市 ★平戸潤也
大日向郁夫

★神戸市
ウイメンズネット・こうべ
(特)KOBExれあいの会
神戸YWCA地域活動委員会
こころのケアステーション
(特)西すず安心センター
兵庫県学習障害(L·D)児・者
親の会 たつの子

★伊藤豊	神戸市
★上田謙悟	上田耕藏
★落合弘	加納花枝
福田登	黒田裕子
筒井耕二	明石市
★福原誠	水野浩重
寺田隆裕	津名郡
江良泰治	加古川市
石田信隆	姫路市
★加藤康之	岡山県
福森順子	

★男女共同参画ネット尼崎市
尼崎市
★父親サポート関西
西宮市
(特)かものはし
神戸市
★G・I・E・C
(特)あいあいネット神戸

(特)国際教育文化交流協会	住民投票☆市民力
スクール・ビジット	チャイルドライン神戸推進委員会
★特況太平洋フォーラム	ツール・ド・コミュニケーション
(特)東灘地域助け合いネットワーク	(特)被災地障害者センター
姫路市	
★(特)生涯学習サポート兵庫	
個人	■ 購読会員
京都府	奈良県
林泰子	室雅博
大阪府	尾崎明幸
阿山加奈江	神戸市
神戸市	岡山県
細谷岳彦	中井勝
★正井輝子	浅野律子
宮前亨一郎	福岡県
浜崎裕子	

団体
大阪府
大阪ガス株式会社
総務部いきいき市民推進室
関西電力株式会社地域共生本部
地城共生グループ
神戸市
個人
ツール・ド・コミュニケーション
鹿嶋節子
東京都
絹川正明



◆編集デザイン

管 陽子

◆編集スタッフ

石川知子、大和田信行、実吉威、
八十魔子、山根鶴

メール・Web
アドレス変更
のお知らせ

6月よりEメールとホームページのアドレスが変わりました。
また情報受付用サブメールアドレスとして、joho@kobekec.net
も設けましたので、別途モニシをご購入の上、ご利用下さい。

Est. 4

— 5 —

【旧】kiroku@dodirect.com www.dodirect.com/kiroku
【新】kiroku@kobakao.net www.kobakao.net

◆事業年度の変更から02年度は15ヶ月間でした。それでもある年にしたいものですが果たして…(根)

◆年年歳歳花相似たり／歳歳
年人同じからず。KECも
同じからずです。変わらない
のはニックネームの所為でも
ないでしようがハナとは私の
ことです。（付）

夏ですね。みすくもやつと
出ました。…。(右)
◆今回の巻頭言、我が意を得
たりというのでしょうか、ま
さに感じていた」とを書いて
いただきました。(真)

◆長い梅雨が明けて、やつと
後記

■発行遅延のお詫び
なかなか発行体制が確立できず、毎号のお詫びで心苦しく思っております。定期発行を目指して努力致しますので、どうかご容赦頂きますようお願い申し上げます。